

## 東庄町通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、業務の正確かつ適正な執行を確保し、職員への不正な圧力の排除及び犯罪を防止する目的で、庁舎等に設置する通話録音装置及び通話録音データの運用に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎等 町の事業又は事業の用に供する建物及びこれに附属する建物をいう。
- (2) 通話録音装置 電話機での通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。
- (3) 通話録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声等をいう。

### (管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適切な運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、総務課長をもって充てる。

2 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うに当たり必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。

3 管理責任者及び管理取扱者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該通話録音データの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (職員の責務)

第4条 職務上、通話録音装置により情報を知り得る職員（以下「職員」という。）は、この告示の規定を遵守し、通話録音装置の適正な運用に努めなければならない。

2 職員は、通話録音装置により知り得た情報を第三者に知らせ、又は職務以外

の目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(通話録音装置の設置の公表)

第5条 管理責任者は、町のホームページ等に通話録音装置の設置及びその利用目的について公表する。

(個人情報取扱い)

第6条 通話録音データに含まれる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東庄町個人情報保護法施行条例（令和5年東庄町条例第3号）の規定による。

(通話録音データ等の保存及び破棄)

第7条 通話録音データの保存期間は、通話録音装置本体内の電磁的記録媒体の記録容量の範囲で当該機器により自動更新されるまでとする。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

2 通話録音データは、記録したときの状態で保存し、編集及び加工をしてはならない。

3 通話録音データは、複製してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他通話録音装置の設置の目的を達成するため、管理責任者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

4 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話録音データを複製した場合は、施錠できる収納庫等に複製した通話録音データを保管するなど、適切に管理しなければならない。

5 管理責任者は、複製した通話録音データについて、その目的が達成されるなど、保有する必要がなくなった場合は、速やかに破棄しなければならない。この場合において、管理責任者は、破砕を行うなど、通話内容が復元不可能な方法で破棄する。

(通話録音データの外部提供)

第8条 管理責任者は、次の各号に掲げる場合を除き、通話録音データを外部に提供してはならない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により文書による要請を受けたとき。

(3) 通話録音装置の設置の目的を達成するため、管理責任者が特に必要と認めたととき。

2 管理責任者は、通話録音データを外部に提供したときは、次に掲げる事項を通話録音データの情報提供記録簿（別記様式）に記録し、保存しなければならない。

(1) 提供年月日及び時間

(2) 提供先の所属機関、職・氏名及び連絡先

(3) 提供の目的及び理由

(4) 提供した通話録音データの内容

3 管理責任者は、通話録音データを提供するときは、最小限の範囲にとどめるとともに、情報を提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 通話録音データを適正に管理すること。

(2) 前項第3号の目的以外の利用及び第三者への無断提供をしないこと。

(3) 前項第3号の目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに通話録音データの返却又は破棄等を行うこと。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。